

議第 1 1 4 号

高島市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

高島市福祉医療費助成条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号イを次のように改める。

イ 7 0 歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から 7 5 歳に達する日までの間にある者

第 4 条第 2 項第 1 号中「重度心身障害者（児）等の配偶者ならびに」を「重度心身障害者（児）等の配偶者および」に改め、同項第 2 号ア中「第 7 4 条第 1 項第 2 号」を「第 7 4 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当するものとして同項」に改め、同号イ中「第 6 7 条第 1 項」を「第 6 7 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当するものとして同項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 4 項」を「第 6 項」に改め、同条第 4 項中「中途において」の次に「滋賀県外から」を加え、同条に次の 2 項を加える。

5 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市の区域内に居住することとなった者であり、かつ、その者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動があるときは、当該居住することとなった日からとする。

6 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市の区域内に居住することとなった者であり、かつ、その者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動がないときは、当該居住することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。